

平成29年度在外研修助成 募集要項

公益財団法人吉野石膏美術振興財団

1. 助成の趣旨

将来有望と目される若手美術家が、海外の優れた指導者の下で研修を行うための助成をすることにより、その創作活動を奨励しようとするものです。

2. 応募資格

- (1) 絵画、彫刻、工芸等の創作に従事していること
- (2) 日本国籍、又は日本の永住資格を有すること
- (3) 平成30年4月1日現在、20才以上35才未満であること
- (4) 研修期間中は、常勤的な職に就かないこと
- (5) 海外で研修を行うため必要な語学力を有すること
- (6) 希望する研修が可能な健康状態であること
- (7) 海外の研修指導者の下で研修に従事し、研修受入の保証が得られること
- (8) 過去に当財団の在外研修助成を受けていないこと

3. 助成予定数、助成額及び助成期間

- (1) 助成予定数：(絵画) 3～4名程度、(彫刻、工芸、その他) 1～2名程度
- (2) 助成額：1名あたり240万円以内
※希望する助成金額を申請していただきます。
※研修期間や研修内容によって交付額が申請額と異なる場合があります。
- (3) 助成期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に研修を開始し、期間は6ヶ月以上1年以内とする

4. 応募手続

(1) 申請書用紙の請求

下記のいずれかの方法でご請求下さい。

- ①当財団のホームページ (<http://www.yg-artfoundation.or.jp>) より、応募要領および申請書をダウンロードしてください。
- ②封筒の表に在外研修助成申請書希望と明記し、A4サイズ用紙の入る返信用封筒(140円分の切手を貼付し、返信先を明記)を同封の上、当財団宛に送付して下さい。追って申請書を返送いたします。

(2) 申請書記入方法

パソコン入力、手書き(黒のボールペン等で記入)いずれも可。また、申請書はクリップ(ホッチキス不可)で綴じて下さい。

(3) 応募方法

当財団所定の申請書に必要な事項を記入し、下記の提出書類を同封して当財団まで郵送して下さい（持参不可）。提出書類に不備があった場合は、選考対象外とします。なお、応募書類は返却しませんので予めご了承下さい。

※同一年度における当財団への応募は1申請者につき1件とし、連名での応募はできません。

※提出書類の到着の有無の問い合わせは対応できかねます。到着の確認については、追跡確認が可能な便を利用し、申請者自身が郵便局や宅配業者に配達確認の問い合わせをしてください。

提出書類

①当財団所定の申請書.....原本1部、コピー6部

②研修先の受入保証書のコピー.....7部

- ・申請者本人による和訳をそれぞれに添付すること。
- ・受入保証書作成日、研修指導者名、研修先、研修期間、研修内容が記述されていること。
- ・研修指導者、もしくは研修先責任者の直筆サインがあること（形式は問いません。大学等の入学許可証、在籍証明書のみは不可）。
- ・申請時の段階で用意することが不可能な場合は、受入の保証を証明することができる内容の書面を用意し、その旨を記したものととも提出すること。ただしその場合も、受入保証書のコピーを平成29年11月末までに提出すること。
- ・採択者には採択決定後、受入保証書の原本を提出していただきます。**提出できなかった場合は、採択取消となります。**

※①、②はクリップ（ホッチキス不可）で綴じて下さい。

③申請者の主要な作品の写し.....7部

- ・過去5年間に制作した作品とすること。
- ・A4サイズに統一し、片面10枚までとすること。
- ・作品名、制作年、素材、サイズ、作品解説等を作品と同面に記載すること。共同制作の場合はその旨も記載すること。
- ・作品の点数は問いません。

※音楽や動画によって構成された作品の提出を希望する場合は、5分以内に編集したものを収録したCDもしくはDVDを7枚、それぞれプラスチック製のケースに入れて提出すること。

④生年月日が明記された身分証明書のコピー.....1部

- ・パスポート、もしくは運転免許証か保険証をA4サイズ用紙にコピーすること。

(4) 申請書の請求・応募及びお問い合わせ先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 641

公益財団法人吉野石膏美術振興財団 助成事業担当

Tel / Fax: 03-3215-3480

E-mail: josei@yg-artfoundation.or.jp

5. 応募期間

受付開始 平成29年9月1日(金)

応募締切 平成29年10月23日(月) 必着

6. 選考及び助成の決定

当財団におかれている選考委員会において審査し、理事長が決定します。

採否は平成30年3月上旬までに、各応募者へ書面にて通知します。

7. 助成金の交付時期

助成金は、平成30年3月末に交付します。

また、目録贈呈式を平成30年3月下旬頃に行う予定です。

8. 助成対象者の義務等

(1) 研修指導者のもとで研修に専念するものとします。

(2) 研修期間中に常勤の職に就く場合は、研修生としての資格がなくなりますので、事前に申し出て下さい。

(3) 研修終了後2ヶ月以内に、研修の成果や今後の課題等について研修成果報告書を提出していただきます。

(4) 当財団が研修終了後に連絡を行う場合もあるため、申請書に記載した連絡先を変更した際には速やかにご報告ください。

(5) 研修終了後、当財団が開催する展覧会への参加を要請した場合は、特別の理由がない限りご参加ください。

(6) 当財団での助成期間中は、重複して他の機関の助成を受けることはできません。

9. 個人情報の取り扱いについて

申請者・採択者の個人情報については、本助成選考及び助成の目的にのみ使用いたします。また、採択者は氏名・研修テーマ・研修先等を当財団のホームページにて公開いたしますので、ご了承下さい。